

全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額 （平成24年4月分～）

（滋賀県）

（単位：円）

標準報酬		報酬月額	健康保険料			
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合	
			3月まで	4月から	3月まで	4月から
等級	月額		9.48%	9.97%	10.99%	11.52%
1	58,000	円以上 ～ 円未満 63,000	5,498円	5,782円	6,374円	6,681円
2	68,000	63,000 ～ 73,000	6,446円	6,779円	7,473円	7,833円
3	78,000	73,000 ～ 83,000	7,394円	7,776円	8,572円	8,985円
4	88,000	83,000 ～ 93,000	8,342円	8,773円	9,671円	10,137円
5	98,000	93,000 ～ 101,000	9,290円	9,770円	10,770円	11,289円
6	104,000	101,000 ～ 107,000	9,859円	10,368円	11,429円	11,980円
7	110,000	107,000 ～ 114,000	10,428円	10,967円	12,089円	12,672円
8	118,000	114,000 ～ 122,000	11,186円	11,764円	12,968円	13,593円
9	126,000	122,000 ～ 130,000	11,944円	12,562円	13,847円	14,515円
10	134,000	130,000 ～ 138,000	12,703円	13,359円	14,726円	15,436円
11	142,000	138,000 ～ 146,000	13,461円	14,157円	15,605円	16,358円
12	150,000	146,000 ～ 155,000	14,220円	14,955円	16,485円	17,280円
13	160,000	155,000 ～ 165,000	15,168円	15,952円	17,584円	18,432円
14	170,000	165,000 ～ 175,000	16,116円	16,949円	18,683円	19,584円
15	180,000	175,000 ～ 185,000	17,064円	17,946円	19,782円	20,736円
16	190,000	185,000 ～ 195,000	18,012円	18,943円	20,881円	21,888円
17	200,000	195,000 ～ 210,000	18,960円	19,940円	21,980円	23,040円
18	220,000	210,000 ～ 230,000	20,856円	21,934円	24,178円	25,344円
19	240,000	230,000 ～ 250,000	22,752円	23,928円	26,376円	27,648円
20	260,000	250,000 ～ 270,000	24,648円	25,922円	28,574円	29,952円
21	280,000	270,000 ～	26,544円	27,916円	30,772円	32,256円

平成24年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(9.97%)に介護保険料率(1.55%)が加わります。

健康保険料率のうち、5.96%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となり、4.01%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

保険料の納付方法について

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ各支部あてにお問い合わせください。

口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替（毎月1日）することができます。

前納による納付：事前に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引になります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

〔一定期間分〕 6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12ヵ月分：4月分～翌年3月分

～ 保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします ～